

PCT 移行に基づく欧州出願における早期権利化の実務

PACE と PCT-PPH について

PCT 移行に基づく欧州出願における早期権利化の手段として、PACE と PCT-PPH は実質的に同じものであると理解されておられる場合があります。

しかし、PACE は審査速度の促進を目指すもの（日本の早期審査制度と異なり、他国での特許許可事実や肯定的な PCT 成果物は必要ない）であり、一方、PCT-PPH は肯定的な PCT 成果物を示して早期の権利化を目指すものですので、これらの点で、PACE と PCT-PPH は厳密には異なります。

では、PCT 移行に基づく欧州出願における早期権利化のために PACE と PCT-PPH のいずれを選択すればよいのでしょうか。

EPO では審査のための先行技術調査のレベルが高く、他国での肯定的な PCT 成果物があるがなかろうが、独自の先行技術調査結果に基づく EESR が出されることが多いです。そして、PACE は「審査速度の促進」のための申請ですが、PCT-PPH は肯定的な PCT 成果物を示して「早期の権利化」（具体的には、OA の回数を減らすこと）を目的とするものであって「審査速度の促進」を直接の目的とはしていません（もちろん間接的には審査に費やされる期間は短縮される可能性はあります）。また、PACE においても、審査官は、審査において PCT 成果物の内容をチェックしているはずで、このため、PACE であろうと PCT-PPH であろうと、いずれの手続きによっても独自の先行技術調査に基づく EESR がおそらく出されることを考えると、PCT-PPH を用いずに PACE を用いて手続きするほうが、早期権利化という目的により合致すると考えます。

また、PACE の申請は申請書一枚の記入でよいのに対し、PCT-PPH では申請書の他に様々な書面が求められ、代理人費用の点でも、PACE を選択することが有利であると考えます。

なお、EPO からの最近の情報によれば、EPO は、PACE 申請による審査期間の短縮に積極的に努力しているとのこと。

以上